

# くらしの安心情報

情報ファイル NO. 154

平成 27 年 5 月 12 日

## 最近、新聞などで目にする「劇場型勧誘」について、教えてください。

### ◆ 相談内容 ◆

【相談者 60 代 男性】

先日、知らない業者から外国通貨購入に関するパンフレットと申込書が封筒で送られてきました。その後すぐに別の業者から電話がかかり、「外国通貨購入の封筒が届いていないか。後で高値で買い取るので当社の代わりに買ってほしい」と持ちかけられました。怪しいと思い電話を切りましたが、これは、最近新聞などで目にする「劇場型勧誘」というものなのではないでしょうか…。

### ● 対処方法 ●

近年、複数の業者が役回りを分担して、消費者をだまそうとする「劇場型勧誘」に関する相談が寄せられています。

「劇場型勧誘」は「買え買え詐欺」ともいわれ、典型的な手口は次のとおりです。

- ①ある日、突然、A社の事業に関するパンフレットが送られてくる。
- ②B社から「A社のパンフレットは届いていないか。」「届いたあなたしか購入する権利がないので、代わりに買ってほしい。後で高値で買い取る。」(または「名義を貸してほしい」)などという電話がある。
- ③「一時的に名前を貸すだけだから」などと考え、A社に申込書を送る。
- ④その後、A社やB社から「申込み代金を支払わなければならない」「一時的に立替えてほしい」などと指示され、支払ってしまう。

などと、立場の違う複数の業者が電話で金融商品等を消費者に勧誘し、契約をおおるといったものです。しかし、契約後はA社、B社とも連絡が取れなくなり、紙切れ同然の証券だけが手元に残ります。

- ・相談者には、こうした電話がかかってきたら、相手にせずすぐに電話を切るよう助言し、警察にも情報提供するよう伝えました。
- ・実際に買い取ってもらえることはまずありません。お金を支払ってしまうと業者と連絡がとれなくなるなど、取り戻すのは極めて困難です。
- ・おかしいと感じたら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。

高値で  
買い取  
る…



名義を  
貸して…



怪しいと思っ  
たら断ろう



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は… TEL:076-432-9233（消費生活相談） FAX:076-431-2631  
076-433-3252（消費者金融・多重債務相談）  
高岡支所 0766-25-2777（消費生活相談、消費者金融・多重債務相談）  
FAX:0766-25-2890